

令和元年度熊本県職員水俣住宅及び水俣第二住宅除草等業務委託  
仕 様 書

第 1 条（適用）

本仕様書は甲の意図する委託内容に関する明細及び委託業務に固有の事項を定め、もって委託業務の適正な履行の確保を図るためのものである。

第 2 条（業務の内容及び範囲）

- 1 委託業務の内容は、熊本県が管理する水俣住宅（水俣市陣内一丁目 11-4）及び水俣第二住宅（水俣市陣内一丁目 11-3）の除草、清掃（集草、処分含む）を行うこととする。
- 2 対象面積は 984.57 平方メートルとする。
- 3 作業箇所及び時期については、監督員と協議の上決定するものとする。

第 3 条（履行期間）

履行期間は、この契約の締結の日の翌日から令和元年 12 月 13 日（金）までとする。

第 4 条（刈り取った草の処分）

刈り取った草は持ち出して処理することとし、その証左を業務処理の報告時に提出するものとする。

第 5 条（業務完了届）

乙は、委託業務の処理を完了したときは、処理状況について遅滞なく業務処理に関する報告書（以下「報告書」という。）を提出し、検査を受けるものとする。なお、報告書の提出物は、着工写真、作業状況写真及びしゅん工写真を各 1 部ずつとする。

第 6 条（その他）

委託業務を施行するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、委託業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、監督員と協議することとする。